



資 料 編

基本構想 【平成13（2001）年度～平成27（2015）年度】

この基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、昭和60年9月に制定した清瀬市基本構想が目標年次の平成12年度に到達したため、平成12年12月21日、市議会の議決を経て改訂したものです。

序論

第1章 清瀬市長期総合計画策定趣旨

昭和44年の地方自治法の一部改正により、地方自治体に行政運営の基本方針である構想を定めることが義務づけられました。本市は、市政施行後の昭和48年に「緑と清澄な大気住宅都市」を未来像に掲げ、経済成長を背景に直面する課題に対処してきました。目標年に達した昭和60年には、未来像を「緑豊かな健康と文化の市民都市」と定め、清瀬市基本計画を策定し、この未来像の実現に向けた諸施策を積極的に展開してきました。

この基本構想の策定から14年の歳月が経過しましたが、その間にわが国の発展を支えてきた社会経済状況は大きく変化してきました。少子・高齢化、高度情報化、ポータレス化等の社会環境変化の中で、人々の価値観は変化し、生活行動は多様化しています。

これらの変化に対応し、清瀬らしさを大切にしまちづくりを進めていくために、新たな計画的な行政運営の指針が必要です。平和と民主主義の理念を基本に進めてきたこれまでの歩みを継承し、これを原則として市民生活の充実に向けた、新たな時代を生きる基本理念、基本目標、施策の方向を示すために、本計画を定めます。

第2章 計画の構成と期間

清瀬市長期総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成し、平成27年度までの15年間を計画期間とします。

1 基本構想

- 清瀬市が目指す将来都市像とその実現に向けた基本的考え、基本目標を明らかにします。
- 平成27（2015）年度を目標達成年度とします。

2 基本計画

- 基本構想に定める基本目標のもとに施策の方向性を体系的に示します。

3 実施計画

- 施策の体系のもとに、具体的な施策・事業の展開を定めます。
- 必要に応じて見直しを行いません。

第3章 清瀬市の特性と社会環境変化

1 清瀬市の歩み

清瀬は、武蔵野の雑木林、柳瀬川流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として、長い開拓の歴史を歩みながら、明治22（1889）年に上清戸、中清戸、下清戸、野塩、中里、清戸下宿の6か村が合併して、神奈川県北多摩郡の一村として誕生しました。その後、明治26（1893）年に東京府に編入されました。

昭和6年以降、清瀬の自然環境と交通の便のよさから、結核療養施設等が次々に建設され、療養センターのある町としてその名は全国に知られるようになりました。

昭和20年の終戦を境に、療養施設の一部が海外からの引揚げ者の住宅として利用され、多くの人々が転入してきたことが清瀬における人口増加の端緒となり、その後徐々に増加を続け、昭和29年に約1万人となり、町制を施行しました。

昭和30年代後半からは、人口の都市集中化が顕著となり、都心周辺地域の清瀬においても、都営住宅をはじめ、都市基盤整備公団、東京都住宅供給公社等による集合住宅の建設が相次ぎ、人口は急増し、昭和45年には5万人を超え、市制施行により清瀬市が誕生しました。昭和45年以降は、人口の増加も緩やかになり、昭和55年からの10年間は、人口が横這いの状態にあります。

昭和60年頃より清瀬駅北口再開発の取り組みが始まり、駅北口周辺に公団住宅が建設され、道路整備が進め

られました。

平成7年には、市の玄関口である清瀬駅北口周辺地区市街地再開発事業が完成しました。都市機能の充実と潤いのある都市空間の整備に努め、公共下水道事業のほぼ100%達成、けやき並木と彫刻が溶け合った「キョセケヤキロードギャラリー」ができました。

2 清瀬市の現状と特性

本市は、都心から約25km圏に位置し、東京のベッドタウンとして発展してきた一方、農業地域として発展してきた経緯をもち、他の周辺都市に比べて良好な農地が、生産緑地として広く分布しています。更に、武蔵野の面影を残す雑木林等の緑が多く残されており、市内を流れる柳瀬川、空堀川、野火止用水等の河川と共に豊かな自然環境を構成しています。

このように、豊かな緑と水といった自然環境は、市民にとってかけがえのない財産であり、大きな特性となっています。

全国的に高齢化・少子化が進行していますが本市も例外ではなく、高齢者が増加し、20歳未満の若年層は急激に減少しています。このため、特別養護老人ホームは入所待ちの状態にある一方、既に全校児童300人を切った小学校も数校出てきています。

高齢化の進行に伴ってますます市民の健康への配慮が重要になってきています。その中で、本市の医療施設群等は、多摩地域で最も大きな集積を誇っています。

また、市内には、日本社会事業大学、明治薬科大学の二つの福祉医療関連の大学があり、更に看護大学校が開校されました。このような集積された医療福祉施設は、今日市民が誇るべき財産となっており、本市のもう一つの特性になっています。今後、これらの大学と医療機関、福祉施設等との連携が期待されると共に、これらの大学に通う若い人にとって、魅力あるまちづくりが求められています。

市内の商業活動の中心は、清瀬駅周辺、秋津駅周辺にあります。消費動向の変化や長引く不況等によって、近年は停滞傾向にあります。

市内における住宅は、公社・公団住宅及び都営住宅などの集合住宅が多数を占め、その多くが築20年以上過ぎている状況にあり、都営住宅の建替えが順次、行なわれました。

3 社会環境変化に対する基本認識

(1) 地方分権への対応、財政再建

規制緩和や東京一極集中是正に向けた議論の高まりは、近代日本の支柱であった中央集権システムを変化させ、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法施行で、地方自治体に政策権限を委譲するという地方分権時代の幕開けとなりました。

地方分権推進計画の中に「地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本として行なわなければならない。」という基本的な考え方が述べられています。このことは、地域のことは地域住民が決定し（自己決定）、責任を負う（自己責任）という地方分権型行政システムの確立を意味するものです。

地方分権が進むと施策選択の幅が広がりますが、それは選択に対する責任が伴うこととなりますので、選択した施策には責任をもつ姿勢でまちづくりに取り組まなければなりません。

今後、自治能力が問われる時代を迎え、市民と議会、そして行政が一体となって、しっかりとしたまちづくりの基盤を築き、個性的で魅力あるまちづくりを進める必要があります。しかし、この地方分権は現状では税財源の移譲を十分に伴うものでないことから、市財政を圧迫する要因となるほか、長期にわたる景気の低迷による市税収入の落ち込み等が財政状況を悪化させているため、財政再建が急務となっています。

(2) 人口減少時代の到来と定住人口の確保

医療技術の進歩や保健対策、高齢者対策の充実等を背景に、寿命は、徐々に伸びる傾向にあります。また、都市化の進展や経済の成熟化をはじめ、女性の高学歴化、社会参加、晩婚化等の環境の変化とともに、少子化がさらに進むと見込まれています。その結果、高齢者の割合が高い人口構造に変化しつつあり、現在の団塊の世代が高齢者層となる10数年後には、本格的な高齢社会を迎えることとなります。

一方、長寿化、少子・高齢化、都市における住宅問題等が背景となって、核家族化はさらに進行し、近居や二世帯住宅等、家族あるいは世帯の在り方は多様化していくと考えられます。

このような人口減少時代の到来に対して、年齢構成の

バランスや、ライフステージに対応したサービスを念頭に置いた定住人口の確保が今後の課題となります。

(3) 安全神話の崩壊と安全志向の高まり

地下鉄サリン事件、阪神・淡路大震災、東海村臨界事故、少年犯罪の多発、覚醒剤等薬物乱用の増加等は、我が国の『安全神話』を崩壊させ危機管理の重要性を示しました。将来の災害、治安に対する不安は、これからの高齢化、経済の成熟化という社会構造の中で、市民の間に、リスクを回避する意識等、安全志向が高まっていくものと思われま。

生活習慣病など健康を阻害する要因の増加は、高齢化社会における自分と家族の健康管理等、健康に対する意識は今後も強まることと予想されます。

特に、高齢者や、少子化、長寿化、晩婚化等によって増加する単身世帯者では、頼れる人がいないという不安から、良好な健康状態を維持したいと望んでいます。

(4) 地球規模の環境問題の深刻化と地域における自然環境の維持保全への期待

地球の温暖化をはじめ様々な地球レベルでの環境問題が明らかにされてきました。運命共同体としての地球が、より身近な環境問題の対象として意識され、世論の強い関心を呼んでいます。しかも、こうした問題が自らのライフスタイルに起因するという意識の高まりの中で、持続可能な社会を次世代につなげていこうという機運の下、地球温暖化の防止やリサイクル運動などの環境保護活動が盛んになっています。今後、地球環境問題は、緊急かつ継続的な取り組みの中で、人類共通の問題として、市民自ら「地球にやさしい」ライフスタイルを求めるといふ姿勢に転換していくことが必要です。

(5) 高度情報社会の到来と価値観の多様化

情報通信関連技術の進歩と情報通信基盤の整備、更に電気通信事業の規制緩和等によって、『情報化』が進展しています。情報化は、個々が情報通信機器をもつ「パーソナル化」、インターネットに代表される地球規模の情報ネットワーク化、文字・映像・音声等の複数の異なるメディアが複合化しながら、同時・双方向で情報のやり取りの可能な「マルチメディア化」の3つの方向に進んでいくものと思われま。

また、国際間の物流基盤整備と情報化の進展によって、人・物・金・情報の地球規模での流動が広がり、社会経済の活動全般が地球規模化する、「ボーダレス化・グロー

バル化」の時代を迎えます。

右肩上がりの経済成長の終焉と共に、社会経済全体の流れが、目まぐるしい変化からゆったりとした変化、いわば成長から成熟への変化へと進んでいくものと考えられます。こうした中で、産業面では、「物」の取引に加え、時間や知識等の「ソフト財」を取引する経済活動が増加する「ソフト化・サービス化」の動きが強まり、これらは、消費者動向に反映し、生活ニーズの一層の多様化を進ませることになると考えられます。

一方、女性に対する社会の意識や女性の価値観の変化、男女雇用機会均等法などの就業環境の整備によって、女性の社会進出が活発化し、男女が社会の対等な構成員として様々な分野で共同参画するようになると考えられます。

第4章 まちづくりの課題

1 定住性の確保

本市の住宅構成の特徴は、都営住宅、公団住宅等の公的住宅の割合が高く、借家が半分以上を占めることなどが挙げられます。

公的住宅の入居者は、第二世代、第三世代が市外に住宅を求めて転出し、第一世代が定住するため、高齢化の進行が著しくなっています。また、転入してくる若いファミリー層は、その後住宅取得を契機として市外に転出する傾向が顕著です。

そのために、本市は他市と比較して高齢化の進行が速く、将来のまちづくりの主な担い手となる定住者層は少なくなる傾向にあると言えます。

若いファミリー層や、世帯分離に伴う新規住宅取得者層が、清瀬市に愛着をもって住み続けたいと思えるような、学校教育の充実等の環境整備が必要である

と共に、住み続けることができる住宅供給の対応が求められています。

2 豊かな自然環境の維持保全

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林、他の周辺市に比べて多く残された農地、市内を流れる河川など、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境を市民は、清瀬市の魅力、良さとして強く意識しています。清瀬の自然環境を維持し、その質の向上を目指していくことは、環境問題が地球規模でクローズアップされている現在、まちづくりの大きな課題となっています。

一方、相続の発生に伴う生産緑地の宅地化とその利用、

人口増加への期待や定住化促進に向けた都市化の方向性も人口が横這い傾向にある本市の大きな課題です。

これらの相反する課題に加え、清瀬の豊かな自然環境の維持保全については、市単独での取り組みでは財政的にも人為的にも限界があります。市民自らが、まちの特性と認識している自然環境の維持・向上に向けて、行政と市民の英知を結集して、この課題を解決する必要があります。

3 産業の振興

かつての高度成長期にみられた首都圏の人口の外延化と共に、工場等の郊外立地が進む中、本市は、積極的な工場誘致を行わず、公害のない優れた住環境を保ってきました。したがって、市内に大規模な工場や事業所は少なく、また、付加価値の高い企業はあまり見られません。このため、地元の雇用吸収力は小さく、市民の就業者の多くは、市外に通勤しています。

情報化の進展、都心への利便性の向上を背景に、情報産業をはじめとするベンチャー企業等の立地の可能性が高まることから、市内での雇用機会の確保に向けて、無公害型企業や研究開発型企業などのベンチャー企業等都市型産業への支援が課題となっています。

本市最大の産業ともいえる農業は、都市化の進展により、農地の保全、農業後継者の問題等、その経営環境は必ずしも良好とはいえません。これらに対応するため、環境に配慮した農地の保全、活力ある農業経営者の育成、農地と住宅が隣接している都市型農業の特色をいかすふれあい農業の推進等による、魅力ある産業としての農業の新たな展開が課題となっています。

市内の商業は、清瀬駅周辺、秋津駅周辺等、活動の基盤となる地区がありますが、消費動向の変化や長引く不況等によって近年停滞傾向にあります。このため、駅周辺の整備などを通じて、新しい商業の展開を図ることが課題となっています。

今後10年から20年間に、高齢化が一気に進行することが予想されますので、元気な高齢者が生活サービスを提供する仕事につく機会が増えることも考えられます。

多様化する行政サービスを提供する市財政への影響を考慮すると、地域の活力を維持向上させる上でも、産業の振興は、今後の重要な課題になります。

4 医療福祉施設の活用

本市の病院数、病床数は多摩地域でも群を抜いて多く、

特別養護老人ホーム等福祉施設も多く立地しています。これらの医療・福祉施設群は、市の南西部に集中しているので、施設周辺のまとまった緑地の存在と相まって清瀬の象徴ともなっています。

高齢化の進行に伴って、市民の福祉や健康への配慮がますます重要になることから、市民の福祉、健康増進に向けて、市内に集積する医療機関、福祉施設、福祉系大学との連携が課題となっています。併せて、市民の健康増進のために日常的なケアが重要であり、市内の医療機関と地域との連携も課題となっています。

市内には、日本社会事業大学、明治薬科大学、また平成13年に開校予定の国立国際医療センター看護大学校等福祉医療関連の大学の立地により、若い人々が増え、まちに活気が生まれると共に、文化、学術の情報発信源として、また、様々な機会を通しての大学の地域開放が期待されています。大学の持つ活力を地域活性化の一助として、まちづくりに取り入れ、大学と地域・市民とのネットワークづくりに取り組む必要があります。そのためには、市内の大学で医療福祉を学んだ若い人々が、その成果をまちづくりに発揮出来るような環境づくりが課題となります。

5 財政の健全化

本市の財政構造は、自主財源に乏しく、地方交付税への依存度が多くなっています。また、歳出に占める人件費や扶助費、公債費等の義務的経費が高く、経常収支比率も高くなっています。

これらの状況は長年にわたるまちづくりの結果として生じているものであり、本市を取り巻く社会経済環境を踏まえると、財政状況は依然として厳しいことが予想されます。今後財政構造の健全化に向けた体質改善は極めて重要な課題となっています。

また、財政の問題は単に本市だけの問題ではなく、地方分権下における財源配分など、国や東京都との関係が重要となります。このため、国や都に対して、適正な財源の在り方等について要請していくことを迫られています。

基本構想

第1章 将来像と基本理念

1 将来像

本基本構想における将来像を

羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市とします。

清瀬市長期総合計画では、これまでの総合計画の考え方「緑豊かな健康と文化の市民都市」を十分に踏まえ、21世紀の清瀬市は、市民一人ひとりを大切にし、人となりのつながりをはぐくみ、市民と行政が協働するまち、川や農地や雑木林等のかけがえのない美しい自然と、医療・福祉施設の集積を活用しながら、だれもが健康で安心して快適に生活出来るまちを目指します。

2 まちづくりの基本理念

(1) 「共感」

市民が清瀬市に愛着を持って住み続けるために、次の世代を担う人を育て、多様なライフステージの人が定住し、様々な人々が互いに「共感」を得られるまちづくりを進めます。

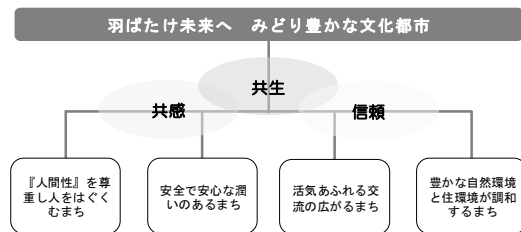
(2) 「共生」

清瀬の資源であるかけがえのない自然との「共生」、様々な人々との「共生」によるまちづくりを進めます。

(3) 「信頼」

市民と市民の信頼、市民と行政の信頼など、「信頼」に基づくまちづくりを進めます。

◆将来像と基本理念



第2章 目指すまちの構造

現在の都市構造を基礎に、市民の生活を支える住居・商業・業務等の都市機能の集積と魅力ある拠点の

形成を図ります。また、その目的を実現するため、まちづくりの核となる拠点、骨格となる軸の形成を目指します。

本市には、柳瀬川や空堀川、豊かな緑と農地、数多くの医療施設があり、これらの地域にある資源を有効に活用し、次の5つの拠点づくりを行ない、質の高い都市機能の集積を目指します。

1 活力とにぎわいの拠点

商業・業務の集積を図り、買物を楽しみ、活気と魅力のあふれるまちを形成する地域

2 新時代を担う拠点

21世紀に向けた新しいビジネスの立地を図り、魅力的なまちを形成する地域

3 やすらぎと健康福祉の拠点

既存の施設の総合的な活用により、市民の交流・健康・福祉・教育を支えるまちを形成する地域

4 農とふれあいの拠点

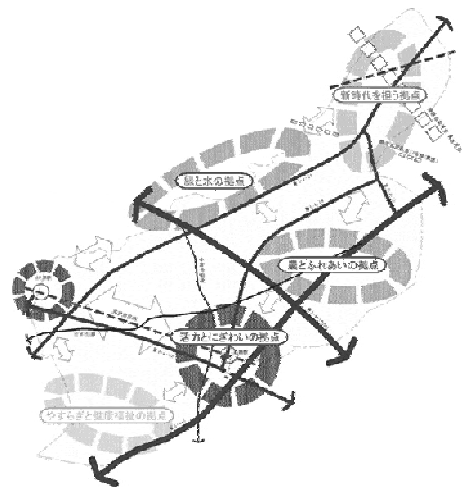
まとまりある農地を活かした、住と共存するまちを形成する地域

5 緑と水の拠点

自然環境を生かした豊かで潤いのあるまちを形成する地域。

各拠点は、幹線道路や鉄道による都市軸で結ぶことにより、拠点間の連携を図ります。

◆将来都市構造図



第3章 まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するため、次の4つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

1 「人間性」を尊重し人をはぐくむまち

(1) 将来を担う人を育てるまち

子どもたち一人ひとりに、生きる力や命を大切にすることなど豊かな人間性をはぐくむために、幼児教育や学校教育の教育環境の整備充実に努めます。また、学校、家庭、地域が一体となり地域全体で子どもを育てるという視点に立って、青少年の健全育成を図ります。

さらに、学校教育、青少年の健全育成に地域の力を活用します。次世代を担う子どもの育成は、社会発展の基盤であり、安心して子どもを産み、育てられる社会の実現に向けて、子育て支援の環境整備を推進します。

(2) だれもが能力を発揮できるまち

市民一人ひとりが個々に持つ力を発揮し、共に支え合う地域づくりを推進します。

人権尊重と男女平等の理念に基づき、男女が自立し、あらゆる分野での男女共同参画が推進される社会の形成に努めます。

また、非核宣言都市として、国際平和に対する意識の啓発や平和を守り続けていく意識の醸成に努めます。

(3) 生きがいもてるまち

だれもが、生涯を通じて学ぶことが出来、余暇を有効に活用した文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、市民それぞれのライフステージに応じた自己実現を図れるような環境整備を推進します。

また、質の高い芸術文化にふれあうことによって、市民が心豊かに生きがいを持てるようなまちづくりを推進します。

2 安全で安心な潤いのあるまち

(1) 安全に暮らせるまち

災害に対して迅速な対応が図られるように、地域防災計画を基本として、消防・救急を含めた効率的、機動的な体制を整備し、危機管理体制を確立します。

交通安全意識の高揚、安全な交通環境を確保すると共に、事故防止対策の充実に努めます。また、多様化・凶悪化する犯罪から、地域生活の安全を守るため、防犯対策を推進します。

消費生活の向上を図るためのタイムリーな生活情報の提供や被害を未然に防ぐためにも消費者問題の相談を充実させます。また、省資源・省エネルギーの考えを取り入れた環境にやさしい消費生活を目指して、意識の啓発や活動への支援を推進します。

(2) 健康で明るく暮らせるまち

子どもから高齢者まで、すべての市民がいきいきと生活出来るよう、ヘルスプロモーション（より健康な状態を目指して、人々が自らの健康に積極的に関心を持ち、一人ひとりを取り巻く環境をも視野に入れて進めていく、個人の、また社会全体の健康についての取り組み）の考え方に立ち、健康づくりの総合的、計画的な推進を図ります。

また、保健・医療・福祉の一元的管理を目指して、地域ケア体制の整備を推進します。

成人、母子保健対策の充実に加え、リプロダクティブヘルス/ライツ（女性が生涯を通じ自身の健康の自己決定権をもつことを女性の人権とする）の観点から、女性の健康に関わる施策の総合的な取り組みを推進します。

(3) 福祉が充実したまち

だれもが住み慣れた地域で、共に支え合って生活する社会を構築するため、地域福祉施策の総合的な整備を推進し、だれでも使えるように配慮されたユニバーサルデザインの考え方の下に充実を図ります。

障害者の自立に向け、障害の状況に応じて、一貫した情報とサービスの提供を推進します。

高齢者が自分らしく安心して暮らせるように、生きがい対策、就労対策、介護保険制度の充実に推進します。

また、経済不況や、社会構造の複雑化によって、多様な問題を抱え不安定で孤立しがちな生活に困窮している人々の生活の安定と自立を図るため、援護体制の整備を推進します。

3 活気あふれる交流の広がるまち

(1) 利便性を高める都市基盤作り

市民の足として欠かせない交通手段である鉄道、バスなどの公共交通機関の整備を促進します。既存バス路線の充実や、運行路線の拡大等を関連機関に要請していくと共に、コミュニティバスの新規導入を推進します。

都心への新たな足として期待されている都市高速鉄道12号線の延伸に向けて、関係機関に継続して積極的に働きかけを行なっています。

また、道路整備については、だれもが安心して利用出来る幹線道路や身近な道路の整備を推進します。安全性と利便性だけでなく、都市景観にも配慮した愛着のもてる道路環境の整備を推進します。

本市の玄関である、清瀬駅、秋津駅周辺を活気あふれる空間とするため、イメージアップを図ります。

人々の交流が、情報機器の発達によって世界的規模にまで及ぶ今日、市民が必要な情報をだれもが、いつでも、身近なところで、簡単により速く求めることが出来る情報ネットワークの整備を図ります。

(2) 豊かさを育む産業の育成

本市の大きな産業と位置付けられる農業については、農地の計画的保全に努め、環境に配慮した農業経営の確立を支援します。

緑としても重要な農地は、都市型農業の特徴を生かし、地域住民との交流に配慮した活用の仕組みづくりを推進します。また、清瀬の主要農産物による特産品の育成を支援します。

市内には、景気変動の影響を受けやすい中小規模の商業、工業の事業所が多いため、事業所の主体的な努力に対する支援や、商店街の協同事業に対する支援に努め、産業の振興を図ります。

また、福祉・薬学・看護系の大学や、医療・福祉施設が持つ技術や人材を活用した新たな産業を起こせるよう環境の整備を進めます。

(3) 人と人の交流が広がる平和なまちづくり

市民が積極的に市政に参画し、様々な課題について共に考えることが出来る環境づくりを推進します。また、一人ひとりが互いに支援しあい、責任をもった自由な活動を活発に行なうことが出来る新たなコミュニティづくりの促進と支援を推進します。

国際社会の一員として、様々な分野における人と人と

の輪を広げ、国際理解を推進します。

4 豊かな自然環境と住環境が調和するまち

(1) 豊かな自然を大切にすまち

武蔵野の面影を残す雑木林、屋敷林、農地、河川が形成する豊かな緑や水辺環境を次の世代に引き継ぐため、「みどりの循環都市きよせ」の基本理念に沿って、人と自然が共生する良好な環境の形成を推進します。

市民自らが緑を守り育て、創出していく活動を支援をし、緑がもたらしてくれる恩恵を十分に楽しむことが出来る環境の形成を推進します。

(2) だれもが住みやすい快適なまち

緑と調和のとれ、安全で快適な生活が出来る住環境の整備を基本とし、公共施設の整備や安全な歩行空間の整備などに努めます。

居住水準の向上と土地の有効活用による周辺環境を考慮した住宅の整備誘導を進めると共に、多様な公園を計画的に市内に配置し、市民参画による公園の整備や維持管理を推進します。

また、都市景観に対する市民意識の啓発を推進します。

(3) 環境にやさしい循環型のまち

限りある資源を有効に活用した環境にやさしい社会を目指し、ごみの減量化、リサイクルの促進、分別収集等を推進します。

市民の健康保持と、よりよい生活環境の確保に向けて、環境美化の啓発と促進、環境保全対策の推進、公害の発生源対策の徹底などを推進します。

第4章 基本構想の実現に向けて

将来像の実現に向けて、基本目標に沿った取り組みを推進していくために、行政運営の基本姿勢を次のように定め、これに基づく施策展開を進めます。

1 健全財政の確立

本市にとって最も重要な課題である財政の健全化に向けて、財源の確保と経費の節減は大きな課題です。

このため、将来の安定した財政運営を目指して、これまで以上に歳出の抑制と財源の有効活用を図ります。

また、施策の選択や事務事業の見直しをはじめとして、充実した市民生活のためのサービスの提供を損なうことなく、限られた経費で最大の効果を上げることが基本方針とします。

2 効率的な行政運営の推進

効果的な事務執行を行なうため、情報の公開、情報の提供を積極的に行ない、情報の共有化を進めます。また、少子・高齢社会など、複雑な社会に弾力的に対応出来るように、市民サービスの目的に沿った機能的で簡素な組織体制の整備を図ります。

更に、地方分権の進展に伴い、職員の政策形成能力や行政の説明責任が求められることから、職員の意識改革に努め、研修の充実を図り、創造力と行動力のある豊かな人材の育成に努めます。

3 市民協働（ボランティア・NPO等）によるまちづくりの推進

行政運営にあたっては、多様化する市民意識の把握が必要です。また、市民が市政への関心を高め、積極的に参画出来るように必要な情報提供に努めなければなりません。そのため、従来の広聴広報活動を更に充実させると共に、パートナーシップの在り方や市民活動の支援について検討を進め、市民の自主的な活動の基に市民主体のまちづくりを目指します。

4 地域資源の発掘と積極的な活用

限られた財源の中で、多様で新たな行政需要に対応していくため、病院、福祉施設等の地域資源の積極的な活用や市民、企業の新しい発想を最大限に生かし、施策に反映させるよう努めます。また、PFI（平成11年に制定されたPFI法＝民間資金等の活用による公共施設等

の整備等の促進に関する法律）など新しい事業手法の検討を進めます。

様々な分野において活躍する市民の英知と力がまちづくりに結集されるように、市民参加が大きな広がりになっていくように努めます。

5 都市をつなぐ広域な連携の推進

市民生活において広域的に対応する必要がある分野や、広域化する問題解決にあたるため、多摩北部都市広域行政圏圏域各市及び関連近隣市と連携を図ると共に、国や東京都へ積極的な働きかけを行なっていきます。

前期基本計画の主な取り組み内容

第3次清瀬市長期総合計画の基本構想を実現するため、平成13（2001）年度から平成20（2008）年度まで8年間を計画期間とする前期基本計画に基づき、各種施策や事業に取り組みました。

その主な取り組み内容は次のとおりです。

-
- | | |
|---|--|
| <p>「人間性」を尊重し人をはぐくむまち</p> <p>子育て支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すみれ保育園、きよせ保育園の新設 ● 延長保育の充実（1時間延長を7園、2時間延長を1園で実施） ● 一時保育の充実（13園で実施） ● 病後児保育の実施 ● 子ども家庭支援センターの整備 ● ファミリーサポートセンターの開設子育て支援事業の実施（子育てひろば、いきいき子育て支援、K-net、その他事業） ● 乳幼児医療費助成制度の拡大 ● 中央児童館の開設 <p>学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通級指導学級の開設 ● 学校校舎の耐震補強工事・大規模改修工事（4中、10小） ● 教育相談センターの整備 ● 情報教育の充実（コンピューター室設置） ● 学力向上アクションプランの実施 <p>男女共同参画社会の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アイレック相談の実施 ● 一時宿泊所への支援 <p>ボランティアの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動支援センター開設（平成14年度） ● ボランティア育成講座の実施 ● 地域通貨の導入・検討・実施 <p>生涯学習・スポーツ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書館ホームページの開設 ● ブックリスト発行 ● 元町図書館読書室の整備 ● 内山運動公園サッカー場新設 | <p>安全で安心な潤いのあるまち</p> <p>安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防犯灯の増設（75基） ● 防犯パトロールの実施 ● 消防ポンプ自動車の買い替え（4分団） ● 応急救助物資の確保 ● 防災行政無線のデジタル化 ● 南口第2駐輪場を立体化 ● 市内小中学校体育館の耐震補強工事 13校・大規模改修工事 10校 ● 小学校への防犯カメラの設置 ● 消費者相談の実施 <p>健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり自主グループの支援 ● 母子保健計画の策定 ● 乳幼児発達健康診査の実施 ● 健康づくり推進員の養成・育成（72人） ● 訪問指導の充実 <p>福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の策定 ● 地域包括支援センターの開設 ● 知的障害者ガイドヘルパー育成・派遣事業の実施 ● 手話通訳者育成・派遣事業の充実 ● 高齢者用住宅の確保 ● ケアハウスの整備 ● 基幹型在宅介護支援センター開設 ● 介護予防事業の総合的推進体制の整備（いきがいデイサービス、機能回復訓練、家族介護者教室、各種調査等） |
|---|--|



活気あふれる交流の広がるまち

都市基盤

- 都市高速鉄道 12 号線延伸要請
- コミュニティバスの導入
- 都市計画道路東 3・4・13 号線の整備（平成 20 年度築造）
- 市道 0101 号線歩道拡幅整備（平成 18 年度築造）
- 秋津駅へエレベーター、エスカレーターの設定
- 情報化の推進（平成 17 年度各種システムの導入）

産業

- 農産物共同直売所の開設
- 有機質堆肥推進助成
- 清瀬産野菜の出荷容器助成等
- 市民農園事業の実施
- 新・元気出せ！商店街事業の実施

交流

- 多世代交流施設の整備
- 中里地域市民センターの整備
- 日本語教室・日本語ボランティア養成講座の実施

豊かな自然環境と住環境が調和するまち

みどり・自然環境

- 落ち葉の堆肥化と利用促進（平成 13 年度堆肥場設置）
- 雑木林の公有地化
- 自然保護レンジャー制度の創設
- 柳瀬川回廊の整備（せせらぎ公園散策路、遊歩道整備等）
- 名木・巨木百選の指定
- 紫陽花ロード・パーク
- みどりのサポーター制度の創設

住環境

- 花のあるまちづくり事業の推進
- 椅子のあるまちづくり事業の推進
- 神山公園の整備

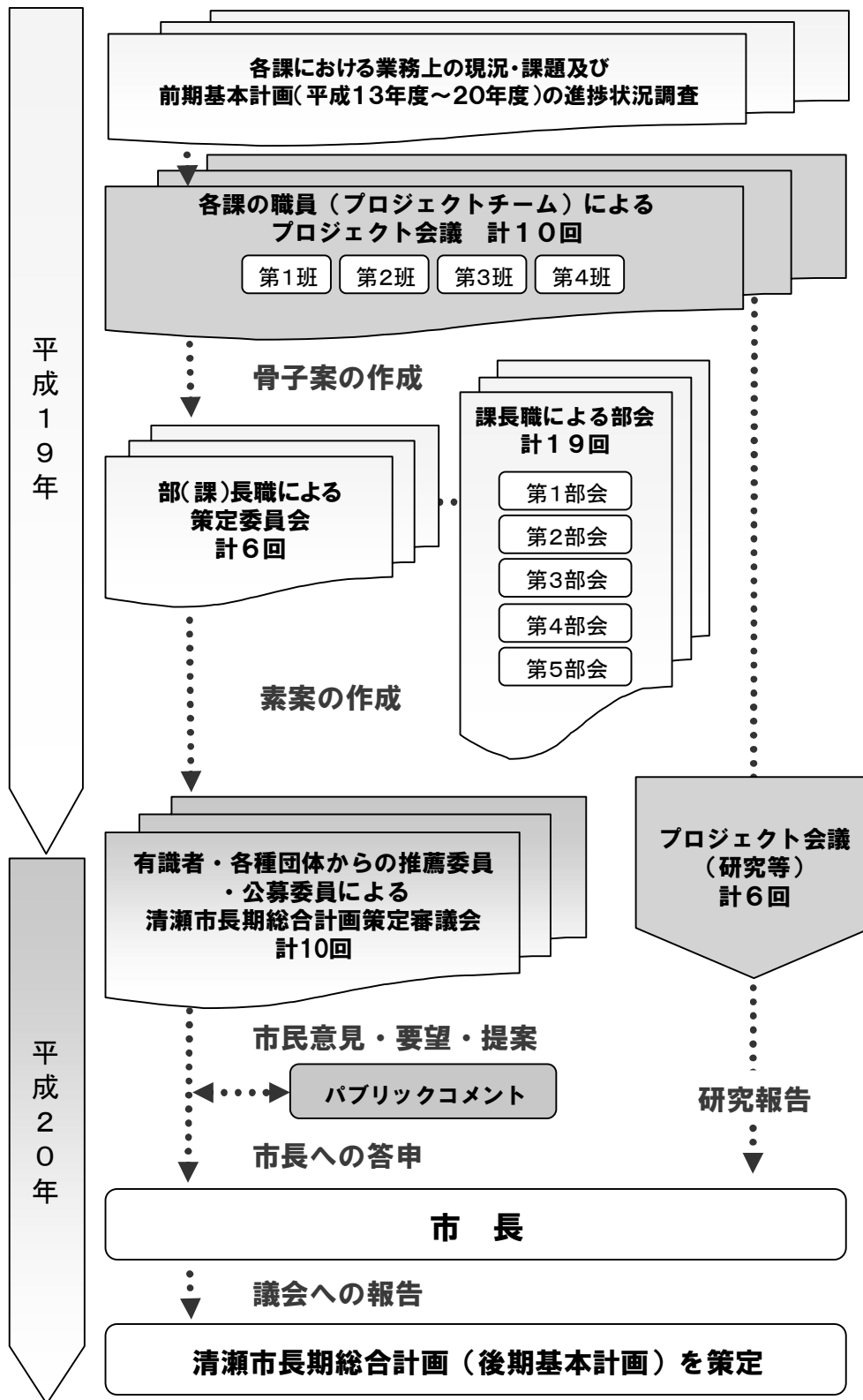
生活環境

- アドプト制度（環境美化活動）の推進（4 箇所）
- 子ども家庭支援センターの整備
- 家庭ごみの有料化
- プラスチックごみの分別収集開始

行財政

- 清瀬市行財政改革実施計画の策定
- 職員定員計画の策定
- 財政計画の策定
- 清瀬市行財政改革の実施
- 行政評価制度の構築（平成 16 年度試行、平成 17 年度導入）
- 個人情報保護条例の制
- パブリックコメント制度の導入
- 市民課土曜開庁と収納対策
- 人材育成計画の策定

策定経過の概要



清瀬市長期総合計画策定審議会条例

昭和 47 年 7 月 6 日条例第 15 号

改正 昭和 51 年 10 月 1 日条例第 28 号
平成 6 年 9 月 30 日条例第 21 号
平成 19 年 12 月 27 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 清瀬市長期総合計画を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、清瀬市長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 農業委員会委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市民のうちから市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によって満了するものとする。

(役員)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、少数意見を答申に付記するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会の意見を聞き、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 10 月 1 日条例第 28 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 9 月 30 日条例第 21 号）

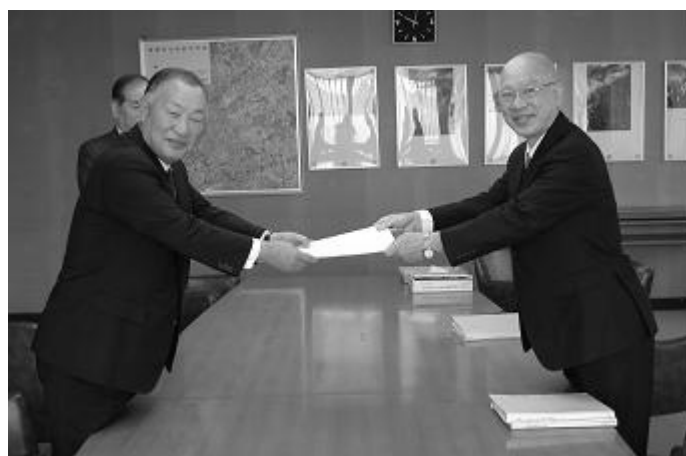
この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 33 号）

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

清瀬市長期総合計画策定審議会委員名簿

会長 栗原 梨		副会長 小苅米 清弘	
(学識経験を有する者)		(清瀬市教育委員会委員)	
松村 新一 (清瀬市農業委員会委員)	北場 勉 (学識経験を有する者)	平塚 久敏 (清瀬商工会)	小林 雄治 (清瀬青年会議所)
土金 百合子 (清瀬市社会福祉協議会)	重田 正紀 (清瀬市民生児童委員協議会)	田中 金子 (清瀬市文化協会)	坂本 満穂 (清瀬市体育協会)
長汐 道枝 (わかば会)	小俣 みどり (NPO法人子育てネットワークピッコロ)	渡辺 義一 (連合多摩北部地区協議会)	袴田 敏雄 (一般公募)
長田 順孝 (一般公募)	中川 忠 (一般公募)	井出 信威 (一般公募)	松村 重樹 (一般公募)
松村 金次 (一般公募)	城野 兼一 (一般公募)	恩田 公子 (一般公募)	橋本 直子 (一般公募)
矢澤 洋子 (一般公募)	中村 啓子 (一般公募)	(順不同・敬称略)	



市長への答申

清瀬市長期総合計画策定審議会検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成20年 2月28日	・会長、副会長の選任 ・清瀬市の概要説明（市政の方向、財政状況）等
第2回	3月28日	【第1部】 ・総論
第3回	4月25日	【第2部】 ・第1章 第1節「将来を担う人を育てるまち」 ・第1章 第2節「だれもが能力を発揮できるまち」 ・第1章 第3節「生きがいがあるまち」
第4回	5月23日	・第2章 第1節「安全に暮らせるまち」 ・第2章 第2節「健康で明るく暮らせるまち」
第5回	6月27日	・第2章 第3節「福祉が充実したまち」
第6回	7月11日	・第3章 第1節「利便性を高める都市基盤づくり」
第7回	7月25日	・第3章 第2節「豊かさをはぐくむ産業の育成」 ・第2章 第3節「人と人の交流が広がる平和なまちづくり」
第8回	8月8日	・第4章 第1節「豊かな自然環境を大切にすまち」 ・第4章 第2節「だれもが住みやすい快適なまち」
第9回	8月22日	・第4章 第3節「環境にやさしい循環方にまち」 【第3部】 ・基本計画の実現に向けて
第10回	10月24日	・パブリックコメントについて ・まとめ
答申	11月6日	・清瀬市長期総合計画 後期基本計画（案）答申

清瀬市長期総合計画策定委員会委員名簿

【策定委員】

所管	氏名	所管	氏名
企画部長（委員長）	舘森 博夫	健康・子育て担当部長	森田 八千代
財政担当部長	中澤 弘行	建設部長	谷野 謙一
総務部長	中村 泰信	学校教育部長	野島 春雄
市民生活部長	金子 宗助	生涯学習部長	小野 篤雄
健康福祉部長	飯田 達雄	議会事務局長	後藤 知幸

【部会】

第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	第5部会
部会長： 生涯学習部長	部会長： 市民生活部参事	部会長： 防災安全課長	部会長： 建設課長	部会長： 財政担当部長
秘書広報課長	防災安全課長	企画課長	環境課長	企画課長
市民協働課長	保険年金課長 (市民生活部参事)	市民協働課長	都市計画課長	秘書広報課長
男女平等推進課長	経済課長	情報政策課長	建設課長	財政課長 (財政担当部長)
子育て支援課長	地域福祉課長	防災安全課長	緑と公園課長	市民協働課長
児童センター長	生活福祉課長	市民課長	下水道課長	庶務課長
教育庶務課長	障害福祉課長	経済課長	水道課長	文書法制課長
学務課長	高齢支援課長	都市計画課長		職員課長
指導室長 (学校教育部参事)	健康推進課長 (健康福祉部参事)	建設課長		情報政策課長
社会教育課長		社会教育課長		税務課長
体育課長 (生涯学習部長)				
図書館長				
博物館長 (生涯学習部長)				

清瀬市長期総合計画策定プロジェクトチーム名簿

役割	所 属	氏 名
	企画部 秘書広報課	吉田 明子
	企画部 秘書広報課	松永 友爾
	企画部 財政課	佐藤 信明
	総務部 職員課	田中 秀明
サブリーダー	市民生活部 税務課	細渕 和彦
	市民生活部 税務課	北平 宣之
	子ども家庭部 子育て支援課	田村 晶子
	健康福祉部 健康推進課	牟田口 郷子
	教育部 生涯学習スポーツ課	渡邊 浩志
	教育部 図書館	木原 雄嗣
リーダー	会計課	門田 尚典

第3次清瀬市長期総合計画

後 期 基 本 計 画

平成21年度～平成27年度

発 行：平成21年3月

発行者：清瀬市

編 集：清瀬市 企画部 企画課

〒204-8511 東京都清瀬市中里5丁目842番地

電話 042-492-5111（代表）

ホームページ <http://www.city.kiyose.tokyo.jp>

印 刷：社会福祉法人 東京ココニー